

|      |                            |                          |              |                                                                  |
|------|----------------------------|--------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------|
| 協定区域 | 垂水区青山台1丁目の一部<br>(裏面 区域図参照) |                          | 認可・更新<br>年月日 | 認可 1978年12月22日                                                   |
|      | 面積                         | 18,613.26 m <sup>2</sup> |              | 更新 1990年1月27日<br>更新 2000年1月27日<br>更新 2010年4月20日<br>更新 2021年1月19日 |
| 用途地域 | 第1種低層住居専用地域                |                          | 有効期間         | 2021年1月19日～2031年1月18日(10年)                                       |

## 協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の区画は、協定締結時の区画とし、これを分割してはならない。但し、分割後のそれぞれの区画の敷地が、150平方メートルを超える場合は、この限りでない。
- (2) 建築物は、一戸建てとする。
- (3) 建築物の用途は、個人専用住宅又は医院兼用住宅とする。但し、店舗部分の床面積が50平方メートル未満の店舗兼用住宅で、青山台1丁目西部住宅地区建築協定書第10条に定める協定運営委員会(以下「委員会」という。)が住宅環境を損なわないと認めたものは、この限りでない。また、20番5号の区画に限り教会も可能とする。
- (4) 建築物の地階を除く階数は、2以下とする。
- (5) 建築物の高さ(突出部分を含む。)は、10メートルを超えてはならない。但し、小規模な昇降機塔を設ける場合については、この限りでない。
- (6) 敷地内擁壁の天端の張り出し等の構造物は作ってはならない。但し、擁壁に関しては、委員会が住宅環境を損なわないと認めたものは、この限りでない。
- (7) ガレージは、石積の勾配より突出しないような形態とする。但し、委員会が住宅環境を損なわないと認めたものは、この限りでない。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

\* 建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

\* 建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

\* 運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

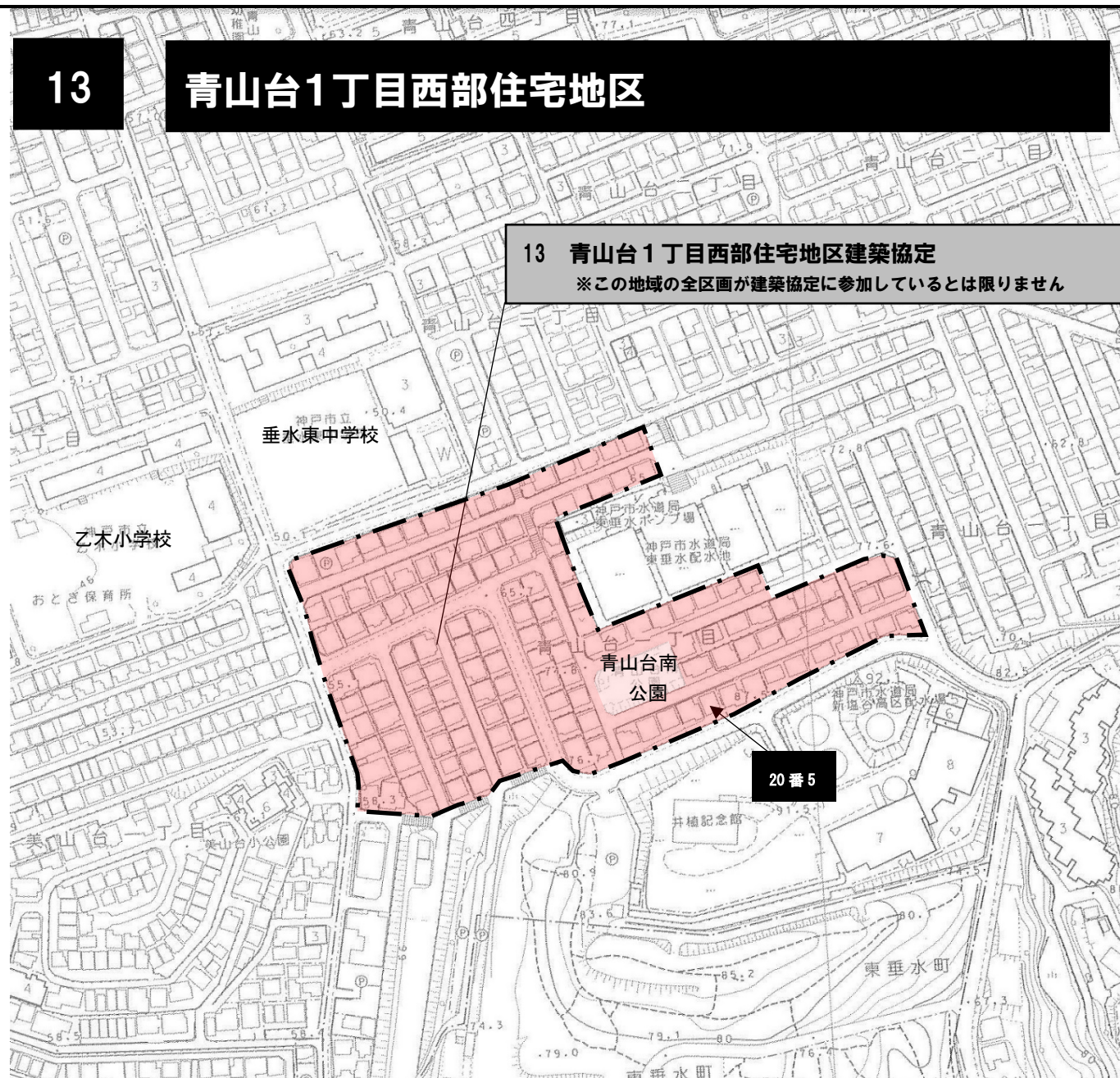
<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

13

# 青山台1丁目西部住宅地区

## 13 青山台1丁目西部住宅地区建築協定

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



### 位置図

